

木曾岬町農業委員会総会会議録

令和3年11月5日

木曾岬町農業委員会

木曽岬町農業委員会会議録

令和3年11月5日午後7時00分に、木曽岬町農業委員会総会は木曽岬町庁舎会議室に召集された。

1. 委員会の定数は次のとおりである。

9名(欠員0名)

2. 出席委員は次のとおりである。

1番 加藤 光雄
2番 浅井 弘幸
3番 黒宮 俊明
4番 横田 法行
5番 平野 洋二
6番 黒宮 喜代子
7番 岡村 なつ枝
8番 白木 齊
9番 丹村 巧

3. 欠席委員は次のとおりである。

なし

4. 会議議案に意見を述べるため、会議に出席した推進委員は次のとおりである。

平松 和憲
伊藤 博幸
加藤 哲也
伊藤 久志

5. 会議議案説明のため、会議に出席した者は次のとおりである。

事務員 多賀 達人
事務員 服部 彰宏

6. 会議の書記は次のとおりである。

事務局長 多賀 達人

7. 会議の議案は次のとおりである。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号 農用地利用集積計画について

8. 傍聴者は次のとおりである。

なし

9. 会議

会議内容は次のとおりである。

(開会の挨拶)

議長

本日は、農業委員会を開催いたしましたところ、委員の皆様には公私何かとお忙しい中、ご出席を頂きましてありがとうございます。
只今より、木曽岬町農業委員会を開催いたします。
本日の欠席委員は花井文彦推進委員1名です。
よって出席委員は、農業委員9名、推進委員4名です。本日の会議が成立します事をお伝えいたします。

(書記の指名)

議長

次に、書記の指名を行います。
書記には、多賀 事務局長 を指名したいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長

それでは、多賀 事務局長 よろしくお願ひ致します。

議長

只今より会議に入ります。各議案につきまして、よろしくご審議の程お願い申し上げます。

(午後7時00分 開会)

議長

農業委員会会議規則第13条の規定により、出席委員さんの中から議事録署名者を2名、選出することになっておりますことから、本日の議事録署名者として、白木斎委員、加藤光雄委員にお願い致します。

ご両名の方、よろしくお願ひ致します。

それでは、議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農用地利用集積計画について

以上の4議案を上程致します。

只今上程した議案の内容について、事務局の説明を求めます。

事務局

総会事項書に基づき説明をさせて頂きます。

事項書2ページ「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」の説明をさせて頂きます。本件につきましては、申請は■■■m²で申請件数が■件です。本件の内容ですが、

事項書3ページの1番の所有権移転については、■■■の■筆で

地目は[REDACTED]、地籍は[REDACTED]m²、譲渡人は[REDACTED]
[REDACTED]の[REDACTED]、譲受人は[REDACTED]で売買による所有
権移転です。

本件については、別で配布しました「令和3年11月5日開催農業委員会農
地法第3条許可申請に係る資料」をご覧ください。

法第3条第2項の規定は、「前項の許可、つまり耕作を目的とした農地の権
利移転などの法3条の許可については、次の各号のいずれかに該当する場合
には、許可することができない。」となっており、以下法令の規定に沿って申請
書類の内容を確認させていただき、当該規定に該当するかどうか判断して頂くも
のです。

ただし、本件申請に関係ない条項については説明を省略します。

まず1ページの第1号関係ですが、権利を取得しようとする者等の「機械の
所有状況」「農作業に従事する者の数」等からみて、取得する農地を効率的に
利用して事業を行うと認められない場合は許可出来ないことになります。

1-1 権利を取得しようとする者又はその世帯員等が所有権等を有する農
地の利用の状況ですが、1番は所有地の自作地が[REDACTED]で[REDACTED]m²となっ
ています。

次に2ページ、1-2 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の機械の
所有の状況、農作業に従事する者の数等の状況ですが、作付作物について、
1番は、作付作物は[REDACTED]で[REDACTED]が[REDACTED]m²、[REDACTED]で[REDACTED]が[REDACTED]m²です。

機械の所有状況は、1番は[REDACTED]
[REDACTED]です。

農作業に従事する者としては、1番は[REDACTED]年の農作業歴があり、世帯員等そ
の他常時雇用している労働力は、[REDACTED]の[REDACTED]名で農作業経験もあり、申請
地までの移動時間は徒歩で約[REDACTED]分です。

次の2号、3号については該当ありません。

次に資料3ページの第4号ですが、権利を取得しようとする者等が、取得後
において農作業に常時従事すると認められない場合は許可することが出来な
いことになります。

1番については、農作業に従事する者の氏名は:[REDACTED]歳、主たる
職業:[REDACTED]、権利取得者との関係は[REDACTED]、農作業への年間従事日数:[REDACTED]
日、[REDACTED]歳、主たる職業:[REDACTED]、権利取得者との関係:[REDACTED]、農作業
への年間従事日数は[REDACTED]日、[REDACTED]歳、主たる職業:[REDACTED]、権利取得
者との関係:[REDACTED]、農作業への年間従事日数は[REDACTED]日、[REDACTED]歳、主た
る職業:[REDACTED]、権利取得者との関係:[REDACTED]、農作業への年間従事日数は[REDACTED]日で
す。

次に第5号ですが、権利を取得しようとする者等が、取得後の農地面積の合
計が当町の場合には50aに達しない場合は許可出来ないことになります。

5-1 権利取得後における経営面積は、1番は[REDACTED]m²です。

5-2 特例事項は該当ありません。

6号7号についても該当なしです。

次に資料の5ページの7周辺地域との関係ですが、権利を取得しようとする者等が、取得後に当該地域の農地の集団化、作業の効率化、その他周辺地域の農地の利用などに支障を生ずると認められる場合には許可することが出来ないとなります。

1番は「取得後も■として利用する為、周辺の農地の農業上の利用に影響を及ぼす事はないと考えます。また、農薬の使用方法については、地域の防除基準に従います。」としています。

また、資料の6ページの地域との役割分担につきましては、「農業の維持発展に関する話し合い活動への参加、農道、水路、ため池等の共同利用施設の取決めを遵守します。」としています。

以上により事務局としては、1番の所有権移転について 農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

次に、事項書4ページの「議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について」説明致します。本件につきましては、申請件数は■、■件、■m²です。

本件で転用しようとする土地につきましては、県に意見書を添えて進達し、県から許可を頂くのですが、当農業委員会の意見書を添えるにあたり、今回の案件の土地が何種農地なのかによって転用が可能かどうかの判断がなされます。

申請番号1番については、申請地は [REDACTED] 、地目 [REDACTED] 、地積は合計 [REDACTED] m²で、申請人は [REDACTED] です。当該申請は、[REDACTED] としての転用ですが、届出地は既に [REDACTED] おりますが、農地法の手続きがされていないことが判明しこの度の申請となったものであり始末書も添付しております。隣地の状況ですが 東が [REDACTED] 北、南及び西は [REDACTED] となります。

事務局としての見解ですが、転用しようとする土地は、
■との一体利用であり既存敷地が約1,000m²に対して、申請面積■m²の敷地面積であることから、既存施設の拡張として、1種農地の不許可の例外に該当すると考え、転用可能と判断させていただきます。

次に6ページをご覧ください。「議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について」説明致します。本件につきましては、申請件数は [] 件、[] m²です。

本件で転用しようとする土地につきましては、県に意見書を添えて進達し、県から許可を頂くのですが、当農業委員会の意見書を添えるにあたり、今回の案件の土地が何種農地なのかによって転用が可能かどうかの判断がなされます。

7ページの申請番号1番について、区分は所有権、申請地が[REDACTED]、
地目[REDACTED]、地積[REDACTED]m²で、譲渡人は[REDACTED]
[REDACTED]、譲受人は[REDACTED]です。

当該申請は一般住宅としての転用で、隣接地の状況は、西が■、北、南及び東が■です。雨水排水の計画は、宅内で集水し、■側既設側溝へ排水する計画であります。

事務局としての見解ですが、転用しようとする土地の農地の区分は、住宅が連たんしている区域内にある農地であることから、第3種農地であると考え、転用可能と判断させていただきます。

申請番号2番について、区分は使用貸借権、申請地が■、地目■、地積■m²で、貸人は■、借人は■です。

当該申請は■のための一時転用で、■工事期間中の一時転用となります。■工事中は農地として耕作ができなくなるため一時転用が必要とのことから申請となったものです。■住宅が連たんしている区域内にある農地であることから、第3種農地であると考え、転用可能と判断させていただきます。

次に、事項書8ページ「議案第4号 農用地利用集積計画について」説明をさせて頂きます。利用権の設定に係るもの貸付人■戸、借受人■戸の、筆数が■筆で、面積は■m²です。

10ページの農用地利用集積計画の、整理番号1番については、利用権の設定を行う者は■、利用権の設定を受ける者が■■、面積が■m²の■筆、地目は■、作物は■、新規の賃借権です。利用権等の存続期間は■年間で、借賃の支払方法は■です。続いて整理番号2番ですが、利用権の設定を行う者は■、利用権の設定を受ける者が■、面積が■m²の■筆、地目は■、作物は■、再設定の賃借権です。利用権等の存続期間は■年間で、借賃の支払方法は■です。各筆の詳細については11ページ、12ページに記載がありますのでご確認をお願いします。

本件農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 事務局の説明が終わりました。只今から申請・届出書類を回覧させて頂きます。回覧が終りますまで、暫時休憩とさせていただきます。十分な審査、ご確認を賜りますようお願いします。

[休会 午後7時8分]

(申請書回覧)

議長 それでは、申請・届出書類の回覧が終わりましたので、休憩を解きまして会議を開いたします。

[開会 午後7時17分]

- 議長 「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」の「1番」につきまして、申請地の担当推進委員及び農業委員からご意見を頂きます。
はじめに推進委員の加藤 哲也委員のご意見をお願いします。
- 加藤哲也委員 申請者より説明を受けましたが、特に問題ないと判断しました。地区外の方であったので地区土地改良区と協議するよう依頼をしました。
- 議長 次に農業委員の黒宮 俊明委員のご意見をお願いします。
- 黒宮俊明委員 地元の方であり、特に問題ないと判断しました。
- 議長 ありがとうございました。ただいま担当推進委員及び農業委員にご意見をいただきましたので、他の委員さんで何か、ご質疑等がありましたらご発言願います。
- (他に意見なし)
- 議長 それでは、他にご意見ご質疑も無いようですので、次に「議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について」の「1番」につきまして、申請地の担当推進委員及び農業委員からご意見を頂きます。
はじめに推進委員の平松 和憲委員のご意見をお願いします。
- 平松和憲委員 特に問題ないと判断しました。
- 議長 次に農業委員の加藤 光雄委員のご意見をお願いします。
- 加藤光雄委員 始末書のとおり説明を受け、反省しているとのことでしたので良いと判断しました。
- 議長 ありがとうございました。ただいま担当推進委員及び農業委員にご意見をいただきましたので、他の委員さんで何か、ご質疑等がありましたらご発言願います。
- (他に意見なし)
- 議長 それでは、他にご意見ご質疑も無いようですので、次に「議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について」の「1番」及び「2番」につきまして、申請地の担当推進委員及び農業委員からご意見を頂きます。
はじめに推進委員の加藤 哲也委員のご意見をお願いします。

加藤哲也委員 申請地は住宅の並びであり、排水も前面道路に排水するとのことで問題ないと判断しました。■は一時転用が必要であるとのことでしたが問題ないと判断しました。

議長 次に農業委員の楨田 法行委員のご意見をお願いします。

楨田法行委員 問題ないと判断しました。

議長 ありがとうございました。ただいま担当推進委員及び農業委員にご意見をいただきましたので、他の委員さんで何か、ご質疑等がありましたらご発言願います。

(他に意見なし)

議長 それでは、他にご意見ご質疑も無いようですので、次に「議案第4号 農用地利用集積計画について」につきまして、委員さんで何か、ご質疑等がありましたらご発言願います。

(特に意見なし)

議長 それでは、他にご意見ご質疑も無いようですので、採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 それでは採決に入ります。「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」の「1番」につきまして、原案に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 ありがとうございました。

挙手全員により、「1番」は、原案どおり可決決定致します。

続きまして「議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について」の「1番」につきまして、許可相当の意見を付して県に進達することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 ありがとうございました。

議長　　挙手全員により、「1番」について許可相当の意見を付して県に進達することにします。

議長　　続きまして「議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について」の「1番」につきまして、許可相当の意見を付して県に進達することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長　　ありがとうございました。

議長　　挙手全員により、「1番」について許可相当の意見を付して県に進達することにします。

議長　　続きまして「2番」につきまして、許可相当の意見を付して県に進達することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長　　ありがとうございました。

議長　　挙手全員により、「2番」について許可相当の意見を付して県に進達することにします。

議長　　次に、「議案第4号 農用地利用集積計画について」、原案に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長　　ありがとうございました。

議長　　挙手全員により、「議案第4号 農用地利用集積計画について」は、原案どおり可決決定致します。

議長　　これをもちまして、本日の議題の審議は全て終了致しました。

議長　　長時間にわたりご審議いただきまして誠にありがとうございました。

議長　　これをもちまして農業委員会総会を閉じさせていただきます。

（午後 7時23分 閉会）

会議の次第は書記が記載したものであるが、その内容は
正確であることを証するためにここに署名する。

令和3年 月 日

木曽岬町農業委員会 会長

木曽岬町農業委員会 委員

木曽岬町農業委員会 委員

